



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 6 年 5 月 10 日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	乳 癌 疑 い に 対 す る N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製「8」その他の算定は、原則として認められる。	良性の乳頭腫や乳管上皮過形成に伴う繊維腺腫と悪性の非浸潤性乳管癌との鑑別は筋上皮マーカーやサイトケラチンを使用した免疫染色病理組織標本(N002 の8)による診断が有用である。以上のことから、乳癌疑いに対するN002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製「8」その他の算定は、原則として認められる。	令和7年6月30日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

・ 外科・混合審査室外科審査課(TEL:092-688-8305) (上杉)